

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500130号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500016号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社及びB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年頃から昭和48年10月14日まで
② 平成3年9月5日から平成4年4月8日まで

請求期間①について、A社に勤務していた時の厚生年金保険の記録がない。請求期間のうち、一部の給与明細書(昭和48年6月分及び同年7月分)を提出するが、当該給与明細書以外の勤務期間においては、厚生年金の保険料が控除されていたので、請求期間①について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、B社に勤務していた時の厚生年金保険の記録がない。勤務期間中、給与から厚生年金の保険料が控除されていたので、請求期間②について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出のあったA社に係る給与明細書から、請求者が請求期間①の一部期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与明細書において、厚生年金保険料の控除が確認できない上、A社の総務担当者は、請求期間当時から社会保険に係る加入記録を管理している「加入者台帳」において、請求者の氏名を確認することができないと陳述している。

また、請求者のA社に係る雇用保険の記録及びD厚生年金基金における加入員記録を確認することができない。

さらに、A社は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保存していないことから、請求者の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、当時の人事担当者は、請求期間①当時の会社の方針として、アルバイト及びパートの者は厚生年金保険に加入させない取り扱いであったと回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、C社から提出のあった請求者に係る平成3年分及び平成4年分給与所得の源泉徴収票により請求者が請求期間②において、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の源泉徴収票における「社会保険料等の金額」欄に控除額の記載がないことから、請求者は請求期間②において、社会保険料を控除されていなかったことが確認できる上、C社のE事業所長は、請求期間②における請求者の身分については、短期アルバイトであり、社会保険料は控除していないと回答している。

また、C社から提出のあった短期アルバイトの労働契約書等を締結する際に使用されていた帳簿（代表者印の申請書）には、請求者と同様の短期アルバイト 67 人（本人を含む）が記載されているが、全員、厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500093号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500017号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者がA株式会社における厚生年金基金の加入員であったと認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和34年3月28日から昭和36年10月1日まで
② 昭和34年3月28日から昭和44年12月1日まで

私がA株式会社に勤務していた期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が1万円となっているのはおかしい。当時受け取っていた給料は6,000円ぐらいだったので、年金額が下がってもいいから正しい記録に訂正してほしい。

また、請求期間②については、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和34年3月28日から厚生年金基金の加入員であったと記憶しているが、国の記録では、昭和44年12月1日からとなっているので調査の上、当該期間について厚生年金基金加入員の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の標準報酬月額は、昭和34年3月は6,000円、同年8月は8,000円、昭和35年10月は7,000円と記録されており、これらの記録に不自然な点は見当たらず、請求者の記憶とほぼ一致している。

一方、オンライン記録では、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定において、「昭和44年11月1日前に厚生年金保険の被保険者であった者に関し、同日以後に保険給付を受ける権利を有するに至った者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に1万円に満たないものがあるときは、これを1万円とする。」と定められており、当該規定に基づき、請求期間①の標準報酬月額は1万円と記録されている。

したがって、請求期間①の標準報酬月額が1万円とされる前は、前述の被保険者名簿の記録のとおりであり、請求者の請求内容と相違ないことから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者はA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和34年3月28日から厚生年金基金の加入員であったはずであると主張している。

しかしながら、厚生年金基金制度は昭和40年に創設されたものであり、当該制度が施行さ

れたのは昭和 41 年 10 月である上、A 株式会社が加入していた B 厚生年金基金が設立されたのは昭和 44 年 12 月 1 日であり、同社が同日から当該厚生年金基金に加入していることが同年 12 月 27 日の官報により確認できる。

また、A 株式会社が B 厚生年金基金に加入する前から、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、当該厚生年金基金の加入員となった日も請求者と同じく昭和 44 年 12 月 1 日であり、同日以前に厚生年金基金の加入員となった者はいない。

さらに、請求期間②において A 株式会社に勤務していた同僚のうち、昭和 44 年 12 月 1 日より前に退職した複数の同僚は「私が勤務していた当時、厚生年金保険には加入していたが、厚生年金基金には入っていなかった。」と陳述しているとともに、同年 12 月 1 日以降も継続して勤務していた同僚は、「厚生年金基金には途中から入った。」と陳述している。

加えて、A 株式会社では、関係資料を保管しておらず請求期間②当時の状況については「不明」としていることから、請求者に係る厚生年金基金掛金の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金基金掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金基金の加入員として請求期間②に係る厚生年金基金掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500038号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500018号

第1 結論

請求期間について、請求者の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年2月1日から昭和39年3月31日まで

私は、昭和38年から株式会社AのB営業所に勤務し、昭和39年に同社が閉鎖するまで勤務していたが、同社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間当時、株式会社Aから発行された給与明細書を友人5人に見せた記憶があり、その当時の給与明細書には厚生年金保険料が書かれていたことを友人が証明してくれるはずである。請求期間は、株式会社AのB営業所に勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、その友人から話を聞いた上で、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間当時、株式会社AのB営業所において一緒に勤務していたとして氏名を挙げた複数の同僚は、「請求者の勤め始めた時期は分からないが、会社が倒産した昭和38年12月30日まで一緒に勤務していた。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、請求者が同社B営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記同僚は、「株式会社AのB営業所に勤務していた人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と陳述している上、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、株式会社Aは昭和39年4月1日に廃止により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、株式会社Aが加入していた健康保険組合は、設立当時から記録を全て保管しており、健康保険に加入していれば記録が残されているはずであるが、請求者が同健康保険組合の被保険者であったとの記録はないと回答している。

さらに、請求者及び上記同僚のうちの一人が氏名を記憶している複数の同僚については、株式会社Aの事業所別被保険者名簿において氏名を確認することができず、整理番号に欠番もないことから、同社は、B営業所に勤務していた従業員を一律に厚生年金保険に加入させていたとは考えにくい。

加えて、請求者は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを証明してくれるとして友人5人の氏名を挙げているが、当該友人は、「請求人と厚生年金保険の話をしたことはある。」「請求者の給与明細書を見たことはある。」としているものの、「請求人が株式会社Aに勤務していた時期は、はっきりとは分からない。」「給与明細書の厚生年金保険料の詳細は分からない。」との陳述もあることから、請求人の請求期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の

控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。